

◀ 自転車は車道を通行しましょう

自転車は車道の左側を通行するのが原則。歩道の通行が認められる場合でも車道寄りの部分を徐行*しなければならぬほか、歩道は歩行者が優先のため、混雑している場合などは自転車から降り、押して歩きましょう。

*※すぐに停まれるくらいの速さ(目安:8~10km程度)

◀ 歩道の通行が認められる場合

- ・歩道に「普通自転車歩道通行可」の標識などがある時
- ・13歳未満の子どものや、70歳以上の方、体の不自由な方が運転する時
- ・交通状況などに照らして安全確保のため、やむを得ないと認められる時

「矢羽根型路面表示」、知っていますか？



矢羽根型路面表示の詳細



市内の一部の道路では、自転車の通行位置と進行方向を、自転車と自動車の双方の利用者に分かりやすく表示する矢羽根型路面表示を設置し、自転車の車道通行を促す取り組みを行っています。

この周知・啓発用のチラシは、北海道科学大学の学生がデザインしました。

車に追い越される際は、車道の左側に寄りましょう



自動車が自転車を追い越す場合、自転車との距離を十分に確保するか、時速30km以下に減速する義務があります。一方で、自転車も自動車に追い越される際は車道の左側に寄る義務があります。

◀ 駐輪マナーを守りましょう

歩道に自転車を止めると、車いす利用者を含む歩行者の通行を妨げたり、点字ブロックを覆って視覚障がいのある方の通行の支障となることも。また、景観の悪化につながる場合もあります。所定の駐輪場を利用しましょう。



駐輪場に関する情報

「自転車等放置禁止区域」を指定しています

地下鉄・JR駅周辺の一部を放置禁止区域に指定しており、区域内に放置された自転車は即時撤去の上、保管場所へ移動しています。自転車の引き取り時には撤去費用として3,000円がかかります。



「セーフティ自転車ライダーのススメ!」

自転車に乗る時のルールやマナーのほか、運転者の責任や、万が一に備えた保険への加入などについて、イラストを用いて説明しています。小冊子は市内の全中高生に配布しているほか、数に限りがありますが区役所・区民センター内の交通安全運動推進委員会でも配布しています。



冊子の内容



広告

4月から青切符が導入! 🚲

みんなで守ろう、自転車のルール

4月から、自転車の交通違反に「交通反則通告制度(青切符)」が導入されました。春は通勤や通学などで自転車を利用する方が増えてきます。自転車を利用する方もしない方も、安全に生活するために導入された新制度や、心がけてほしいルールなどを解説します。

詳細 交通安全については区政課 ☎211-2252、矢羽根型路面表示、放置自転車対策は自転車対策担当課 ☎211-2456
※道路上の指導・取り締まりについては警察署へお問い合わせを

4月から導入! 自転車の交通反則通告制度(青切符)



Q. なぜ導入されたの?

A. 自転車の交通違反は全て刑事罰の対象となる赤切符で取り締まりが行われていましたが、取り締まり時の書類作成や出頭など、違反者と警察の双方にとって手続きの負担が大きいことが課題でした。「青切符」は違反者が一定期間内に反則金を納めると、刑事裁判などの手続きに移行せず、前科がつかない制度です。違反者に迅速かつ実効性のある責任追及を行い、事故を防ぐ狙いがあります。

Q. 何歳から対象?

A. 16歳以上が対象です。16歳未満には原則、指導警告が行われます。

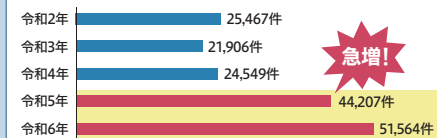
Q. 取り締まりを受けたら?

A. 警察官から交通反則告知書(青切符)と納付書が交付され、銀行などの窓口で反則金を納付する必要があります。

Q. 一定の違反行為を繰り返すと?

A. 信号無視などの危険行為(16類型)を3年以内に2回以上繰り返すと、青切符の交通違反とは別に、自転車運転者講習の受講が必要となります(14歳以上が対象)。

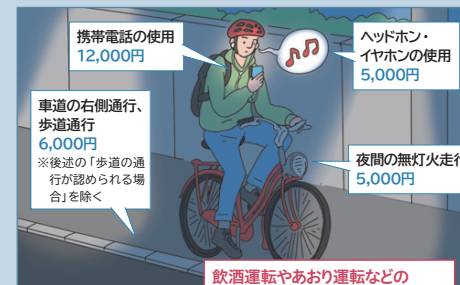
自転車の交通違反の検挙件数の推移



出典:警察庁「自転車を安全・安心に利用するために一自転車への交通反則通告制度(青切符)の導入」【自転車ルールブック】

Q. 主な反則行為と反則金は?

A. 以下の例など、113種類の行為が対象です。



飲酒運転やおり運転などの重大な違反は、これまで通り赤切符での取り締まりの対象です!

詳細は
右記コードから
ご確認を

警察庁ホームページ
「自転車ルールブック」

